

京都大学国際交流会館使用料金規程の一部を改正する規程

京都大学国際交流会館使用料金規程（昭和57年9月1日総長裁定）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。